

令和2年第3回農業委員会総会議事録

令和2年3月17日（火）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	奥山 亮
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		6番	長岡 保義		9番	鈴江 寛
	7番	後藤 保夫		8番	井上 光男			
	10番	奥津 忠和						

欠席委員 2人

	13番	小田 正廣		推5番	三輪 金樹
--	-----	-------	--	-----	-------

議事

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第16号	現況証明にかかる現況認定について
議案第17号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項

農地改良届について
農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	<p>皆様、おはようございます。それでは只今から、新見市農業委員会第3回総会を開催致します。</p> <p>本日のご出席は26名でございます。欠席は、13番の小田委員、推進委員5番の三輪委員でございます。それでは、最初に逸見会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。暖かいと思ったら雪がちらついたりして、昨日はかなり降ったようですが、何か変な気候が続いておりますが、このまま春を迎えるのでしょうか。わかりませんが、まだまだ朝夕の気温差が大きく体に応えます。健康には十分留意されて、職務の遂行に頑張ってくださいと思っております。さて、テレビをつけると新型コロナウイルスによる各種イベントの中止が報じられ、それに対して賛否両論のコメント、被害状況が流れるというのがだいたいのパターンです。それにしても新型コロナというウイルスは計り知れない力の持ち主で、マスクは特に無くなる、トイレットペーパーも不足した、ウォッカもどんどん売れる、なぜかウォッカがどんどん売れる、そして花こう岩が100万で売れるようなこともあります。また桜を見る会もいつの間にか吹き飛ばして猛威を奮っておりますが、冗談はさておきまして、皆さんも不要不急の外出を避けて、畑や山の綺麗な空気の中でお過ごし頂きたい。しっかり手入れをして頂きたいと思っております。では本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は16番藤澤委員に先導をお願い致します。</p>
藤澤委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>それでは恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、17番仲田委員、1番谷岡代理にお願い致します。</p> <p>続いて日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

小川局長

それでは農地法第3条の規定による許可申請について、このたび申請が4件ございました。まず1番でございますが、場所は上市、現況地目は田、移動の理由は贈与による所有権移転で、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号、譲受人は経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号でございますが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号、信託でないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号、譲受人が現在耕作している農地の近隣の申請地を、このたび双方の合意で贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積用件も満たしていること、また近隣耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田委員

現地確認日は3月6日、橋本委員、大原委員、井上推進委員と現地のほうを確認しました。場所は国道182号線の九ノ坂トンネルを過ぎて、舞尾橋があるんですが、舞尾橋を渡って右側、河川沿いにある田んぼでございます。地域調和のほうに書いてあるように、近隣というか、すぐ隣の土地のほうを譲受人が作っておりまして、管理するのが大変だということで贈与になってますが、これはほとんど登記料を支払ってもらおうということで話ができたようです。別段問題ないと思いますので、よろしく願います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので、議案第12号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第12号2番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番でございますが、確認を2月21日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は畑、移動の理由でございますが、空き家に付随した農地の売買による所有権移転でございます。作物は野菜、作業従事者は2名、価格は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので、該当はございません。次に第7号でございますが、空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。あと第1号から4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また空き家に付随した農地を売買するものであり、地域調和も支障ないと思われることなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>3月10日に確認を致しました。場所は県道新見勝山線、大佐バイパスの旧道の分かれから東へ約2kmほど行きますと●●という集落がありますが、その中心部にシルバーの屋根の住宅があります。この件は空き家に付随した土地でございます。問題はないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第12号3番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	それでは3番でございますが、確認を2月21日に行っております。場所は哲西町大野部、現況地目は畑、移動の理由でございますが売買による所有権移転で、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格のほうは記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号でございますが、遠方に住んでいて耕作ができないため、近隣の譲受人へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。あと第1号から第4号、それから第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣の農業者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷川内委員	確認日を3月9日、三上委員、奥津推進委員と3名で行っております。場所は哲西町から哲多に向けて町境がありますが、哲西町手前100mくらいの所、鯉が窪という池があるんです。そちらへ50mくらい入った場所です。申請の通り小さい畑がありましたけど、買われる方はすぐ前の方でまったく問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第12号4番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4番でございます。確認を2月11日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は田畑15筆でございます。移動の理由でございますが売買による所有権移転で、作物は水稲・野菜、作業従事者は2名、価格は記載の通りでございます。農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号でございますが、このたび新見市で新規就農するために農地を取得するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類が揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また新見市での新規就農を目的とする農地の所有権移転であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>現地確認を3月9日に谷川内委員、奥津委員、私と行いました。さらにその数日前にご本人から連絡がありまして、私一人だけだったんですが面談を致しました。場所ですけれども、旧哲西町、旧神郷町の町境、神郷町側からも哲西側からも国道180号線を右にとって、西のほうへありますが干子リゾートというリゾート地区があります。そこの部落一番上から3軒目なんですけれども、その神郷町を越す市道の両側に、この6132㎡の15筆の田畑が2ヶ所に固まってありました。家のほうですが、住宅も市道沿いにありまして、その上側下側にありましたが、一部木が生えておりましたので、本人にこれ本当にやるのかなと聞きますと、自分は倉敷で農業をやっていると。お父さんもおじいさんも非常に協力的で、道具も揃ってるんでチェーンソーで木も切ってやるということで大丈夫かなと、応援するけどもと言いましたら、やりますということですので。この木が生えてる所は無理に買わなくてもいいんじゃないかと言いましたら、安いで全部買いますということでした。どうぞよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

橋本委員	この方は現在倉敷で農業やられてるんですか。お父さんお母さんがしょうるだけですか。
三上委員	本人もやっております。3人でやっておるということでした。5反ほどやっていますが、おじいさんも合わせると3町ぐらいになるということでした。
橋本委員	わかりました。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんようなので、議案第12号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小川局長	第4条の規定による許可申請でございますが、今回1件ございました。確認の方を2月4日に行っております。場所は正田、現況地目は畑、転用目的は露天駐車場でございます。転用理由でございますが、自宅に駐車場がないため、申請地を露天駐車場として利用するものというものでございます。工事期間は許可日から3ヶ月ということでございます。この申請地でございますが、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。現在の駐車場は借地であり、このたび所有者の都合で返還する必要があることから、自宅に駐車場がなくなるため、やむを得ず申請地を露天駐車場として使用しようとするもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画でございますが、土地造成費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員	<p>3月10日に逸見会長、三輪推進委員さん、私との3人で現地を確認しております。場所は下広瀬バスから約50mほど広瀬の集落へ入った所の左に農道があります。それを約200mほど農道を行った左手の畑でございます。厳密に言えばポケットという工場がありますそのほとりの市道から、そこから直線で約200mほど行った所です。場所は今説明が事務局からあったように、田んぼの真ん中へ行く道も狭いですが、とりあえず返還しないといけないから、もうここへするという事で本人にも確認をしております。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本件は許可妥当とします。なお本件は面積は30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定致します。続きまして、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>第5条の規定による許可申請でございますが、確認を2月21日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑、転用目的は駐車場及び資材置き場ということでございます。転用理由は申請地を譲り受け、従業員の駐車場と資材置き場として利用するというものでございます。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通りで、工事期間は令和2年5月1日から令和4年3月31日となっております。この申請地でございますが、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で第3種農地と考えます。旅行業務を営む法人が、このたび申請地を譲り受けて譲受人の従業員の駐車場と資材置き場として利用するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺は住宅地で田への</p>

	影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画でございますが、土地造成費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
倉脇委員	3月10日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で現地を確認しております。場所は昭和町の旧中西工務店を入った所の川沿いにある土地になります。以上です。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第14号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本議案は許可妥当とします。なお本件は面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	それでは諮問不要として許可を決定致します。暫時休憩と致します。 ～ 休憩 ～
会 長	それでは再開したいと思います。それでは、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が10件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番から説明致します。1番が新見、田3筆、5年の使用貸借。2番が大佐大井野、田4筆、5年の賃貸借。3番が大佐田治部、田2筆、10年の賃貸借。4番が同じく大佐田治部、田1筆、5年の使用貸

借。5番が同じく大佐田治部、田4筆、5年の使用貸借。6番も大佐田治部、田9筆、5年の使用貸借。7番が神郷高瀬、田3筆、4年の使用貸借。8番が同じく神郷高瀬、田2筆、5年の使用貸借。9番も神郷高瀬、田1筆、4年9ヶ月の賃貸借。10番が哲多町蚊家、田1筆、5年の賃貸借。なお1番、4番、それから7番、8番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。

会長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次。

溝尾委員

3月10日に耕作者であるJAの担当の者と現地を確認致しました。現地はこの下側の水舟のちょっと高い所に住宅街があるんですが、そこが●●さんのお家です。その下に水舟と小岸の住宅街の間に、ちょっと水路の間に田んぼが広がってるんですけども、その一番奥を以前から農協の機械銀行が耕作を請け負ってやってたということもありまして、このたび●●さんが農協を辞めるということで管理機構に出されまして、農協がここを受けるということを決断したようでございます。進入路も大型機械が入りにくい地域ではありますが、隣の休耕田の農家の方がそこを通ってもいいという了解のもとで、この契約をされたようでございます。そういう事情もあって、5年ということで抑えたということですが、農協が受けなければ、この地域は草ボウボウになってしまうというのが、市街地の中にそういう所が出るということで、受けられたのはありがたいことだと思っております。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

後藤委員

2番ですが、鳥取県境●●という集落があるんですが、その中にある農地でございます。それから3番は、県道新見勝山線にある大佐グラウンドがあるんですが、その東側線路の向こうにあたります。4番はこれも近くなんですが、線路の今度は手前のほうの所です。●●という集落の土地です。5番が県道新見勝山線から田治部地区にある●●●に行く東山踏切というのがありますが、それを行っていただいたら右側にある土地です。それから6番が、これは前回●●●さんと契約していたのを解約した土地なんですが、旧田治部小学校から1kmほど行った所に新見勝山線沿いに酒屋さんがあるんですが、その裏手にあります。ここは水がないんで●●●さんも辞めたんで、どうなるかよくわかりませんがそこらへんの土地です。

井上委員

現地確認を3月8日、大原委員、仲田委員、橋本委員、●●●●さんと現地を確認しました。場所は新見多里線の神郷地区内に2区分あります。そして2つほど離れた所に1区分あります。それから8番目は同じく新見

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定と致します。続きまして、議案第16号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>現況証明にかかる現況認定でございますが、1件ございました。確認を2月21日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は原野3筆でございます。理由でございますが、平成15年頃から耕作しておらず、立木が生え原野となっているというものでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
橋本委員	<p>現地確認を3月8日、仲田委員、大原委員、井上推進委員と私と4名で行いました。場所は主要地方道新見日南線新郷駅より足立方面に2kmほど下った所で、高瀬ダムの入口でございます。その●●●を渡って50mほど行った左側でございます。現地確認したところ、立木が生えて原野となっております。よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第17号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>このたび市内の不動産会社に登録されていた空き家となる住宅物件につきまして、付随した農地がありましたので、相手がつきこのたび別段面積の設定を申請されたものです。場所が大佐永富地内畑334㎡で、本市で設定している0.1a、10㎡以上に当てはまるものです。今回この案件が決定しましたら、農地法第3条申請が提出される予定です。以上です。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	確認日3月10日に行いました。場所は旧県道新見勝山線小阪部川に架かっております橋がありますが、あの橋から約100m勝山寄りを行きますと、水路を右側に入った道路東側の住宅の前です。ぶどうが植えられたり、一部野菜が植えておりました。空き家対策についての土地であり、いずれ3条申請がだされるということでございました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第17号の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。暫時休憩と致します。 ～ 休憩 ～
会 長	それでは時間が参りましたので再開したいと思います。報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	報告でございますが、農地改良届が2件ございました。まず1番でございまして、確認を2月25日に行っております。場所は千屋井原、現況地目は畑、目的は嵩上げ、改良高は0.4m、改良面積は436㎡でございます。理由でございまして、嵩上げを行うことで排水を良くし利便性の向上を図るというもので、期間は令和2年3月18日から令和2年5月30日でございます。2番でございまして、確認を2月25日に行っております。場所は上市、現況地目は田、目的はこちらも嵩上げで、改良高は0.5m、改良面積は185㎡でございます。理由でございまして、嵩上げを行うことで排水を良くし利便性の向上を図るというもので、期間が令和2年3月18日から令和2年6月17日となっております。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より順次報告をお願いします。

山本委員	<p>確認日を3月15日に小田委員さんとしました。場所は千屋井原の奥の●という地区で道沿いになるんですけど、山水が入って排水が悪いということで嵩上げされるということで問題ないと思います。</p>
仲田委員	<p>確認日は3月8日、大原委員、橋本委員、井上推進委員と確認をしました。場所ですがこれも●●という所で、182号線九の坂トンネルを出て橋を通るときの左側なんですけど、現況は田になっていますが、去年の災害でここは作れておりません。それで林道工事をしたんですけど、その林道工事で湧き水が田んぼの方へずっと出てくるようになったと。とてもじゃないけど田んぼにはもうちょっとできないなあということで、嵩上げをして畑にでもしようかというような話でした。別段問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続きまして、農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。確認を2月25日に行っております。場所でございますが千屋井原、現況地目は田、目的でございますが、籾乾燥作業倉庫及び籾摺り作業用倉庫でございます。面積は60㎡で、工期は令和2年3月18日から令和2年9月30日でございます。理由は籾乾燥作業倉庫及び籾摺り作業用倉庫を設置し、農作業の効率化を図るというものでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>確認日は3月15日、小田委員さんと確認しました。場所はさっき言った●地区で、さっきの場所の上側にあります土地。それでその土地の肥土をその田んぼで耕す。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて、法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>法務局照会が今回2件ございました。まず1番でございますが、確認を2月21日に行っております。場所は新見、現況地目は雑種地、理由でございますが、昭和の頃から宅地として利用されていたが、現在は建物が取り壊され雑種地となっているというものでございます。2番でございますが、確認を2月6日に行っております。場所は哲多町本郷、現況地目は雑種地、理由でございますが、昭和の頃から宅地として利用されていたが、現在は建物が取り壊され雑種地となっているというものでございます。以上でございます。</p>

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
倉脇委員	2月14日に確認しております。場所は新見高校北校地の裏手になります。去年建物が取り壊されまして雑種地となっております。以上です。
川上委員	3月15日に奥山、鈴江、両委員さんと共に現地へ参りました。場所は哲多支局の西側約100mぐらいの位置にあって、現地を確認をして参りました。以上です。
会 長	続いて、完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回完了届が4件出ております。1番が坂本地内、農地法施行規則29条による農道への転用。2番が神郷下神代地内、農地法4条による宅地への転用。3番が神郷油野地内、施行規則53条による携帯電話基地局への転用。4番が哲多町矢戸地内、農地法4条による農地改良となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば順次お願い致します。
眞壁委員	3月8日に現地確認をしました。この通り出来上がっております。
仲田委員	確認日は3月8日、大原委員、橋本委員、井上推進委員と確認致しました。立派な家ができておまして、まだ若干車庫をしないとイケないということで、ちょこちょこっと車庫の道具なんか置いてありましたが、もう現在は入居されて、子供ももうちょっとしたらできるということで、大変喜ばしいことだと思っております。以上です。
大原委員	3月8日に確認しました。立派なアンテナが建っております。以上です。
奥山委員	3月15日に、川上委員と鈴江委員と現場を確認致しました。ちゃんとできてました。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。何かありましたらお願いします。
仲田委員	先日3月6日に農地部会のほうを実施しまして、太陽光発電設備の転用

許可について議論を致しました。議題として、県内他市等の状況等々踏まえて、別紙であると思いますが、第2種農地における太陽光発電設備への転用に関する内規案となっております用紙があると思いますが、おおむねこれを承認しようという話になりましたので、本会議のほうでご審議ください。お願いします。以上です。

会 長

詳細については事務局が説明致します。よろしくお願いします。

小川局長

今、仲田部会長が言われましたように、3月6日に農地部会のほうで協議させて頂きました。その決まった内容につきまして、資料のほうをお配りしておりますので、ご覧頂きたいと思っております。まず4条申請でございますが、大きい項目で3つあげております。この3つとも要件を満たせば、承認ができるとしてもいいかなということで、承認を頂いております。まず1番でございますが、農業の困難性ということで、農地として利用することが困難な理由があり、今後耕作が見込まれないと認められるということで、色んな例があると思いますが、そこに4つほどあげております。まずは耕作しておらず、後継者もいないため、今後も耕作が見込まれない。草刈りはしていても、耕作していない状態が長年続いており、今後も耕作が見込まれない。獣害等で耕作が困難なため、今後も耕作が見込まれない。既に荒廃が進んでいる耕作放棄地で、今後も耕作が見込まれないといったことが考えられるかなと思っております。それから2番でございますが、周辺農地等への影響ということで、周辺の農地等の利用に支障を及ぼす恐れがないと認められるということ。それから隣地承諾。申請地に隣接する全ての土地所有者の承諾があること。これは高温や反射の苦情が予想されるためということで、農地以外のすべての所有者の承諾を条件としております。留意事項と致しまして、現地確認は担当農業委員等と事務局合同で行うということです。以上が4条についてでございますが、それから5条についてでございます。5条につきましては、一番として賃貸借権の設定のための申請ということです。これは農業者の賃貸借ですので、賃貸料が農業者の所得として入るということで、賃貸借権の設定に限ってということでございます。2番から4番はさきほどの4条申請と同じでございます。これは第2種農地にかかることで決めて頂きました。第3種農地につきましては、これまで通り太陽光発電の転用の許可については認めるということで、承認頂いております。以上でございます。

会 長

部会長の説明と事務局の説明が終わりました。皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員

5条の関係ですが、賃貸借権の設定しかいけないんですか。売買ではい

	けないんですか。
小川局長	売買となりますと所有権が移転してしまうので、農業者の財産を守るという意味から賃貸借権というふうにさせて頂いております。
会 長	ご理解頂けましたか。
小川局長	いろんなご意見があると思いますので、これは農地部会のほうで決まったということで報告させて頂きました。
会 長	他にございませんか。
谷川内委員	売りたいければ地目変更してもらって、手続きはできるんですからいいでしょう、それで。農地のまま太陽光のために売るというのは、ちょっと今の状態では無理と思いますけどね。
仲田委員	太陽光のために売買するといって拍車をかけちゃいけないから、農地は農地で守りたいという基本的な考えがあって、それはやめようということです。一応その話はしました。
後藤委員	協議をしとるんならいい。
会 長	他にご意見はございませんか。ないようでしたら、2種農地における太陽光発電施設の転用基準の見直し案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案の通り対応することに決定致します。続きまして、その他ですが何かありましたらお願いします。
後藤委員	来期の7月で農業委員さん、推進委員さん任期が来ると思います。今色々事務局のほうで募集等やられて、決まってきとるんじゃないかと思うんですが、要は情報を得たところによりますと、推進委員さんのほうに非農業者が入ってるということがございます。農業委員は法律の中で、8条で、利害関係者を有しない者を入れてもよろしいと、これもあるんですが、推進委員のほうにはそういう規則はありません。推進委員も農業委員も、要は農業委員のほうは9条にあるんですが、農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者、これが推進委員のほうにも該当して、19条1項で農業者等というふうに謳われております。ちょっとお聞きするのに、推進

委員の中に非農業者が入っておられるということなんですが、これが認められれば農業委員会に関する9条と19条に謳ってるのは、非農業者が入っても何ら問題ないというふうに解釈されるんですが、いかがでしょうか。

小川局長

今おっしゃられた9条と19条でございますが、これ農業会議のほうにも確認をしたんですけれども、農業者以外の方でもその資格は得られますという回答でございました。

後藤委員

それはどっちに資格があるんですか。

小川局長

資格といたしますと。

後藤委員

ということになると、9条と19条で謳っとるのは同じことを謳っとるんですから、農業委員も推進委員も利害関係がなくても入れるということですか。

小川局長

農業者でなくてはならないという要件はないということです。

後藤委員

だったら農業委員も推進委員もそういう考えでいいんですか。

小川局長

そういうことになります。農業委員会のほうは、過半数は認定農業者でなければならないというのがありますので、さきほど言いました農業者以外のというのが1名以上という条件があります。推進委員さんのほうはそういった条件はありませんので、他市の状況を確認したところ、岡山市でありますと自営業であるとか、倉敷市でありますとパートでありますとか、農業をされてない方もやられてる状況であります。ここでさきほど言いました農業者等とありますので、その中に含まれるものと思われま

後藤委員

ちょっと皆さんも、一番後ろにある農業委員会等に関する法律の抜粋があるんで研究してみてくださいよ。ここで決まったら、もうこうなってしまうよ。推進委員さんはもう農業者でなくても誰でもできると。農業委員さんもできる。今商工会議所が倉脇君が出とるけど、他の者もなれるという解釈になってしまいますよ、農業委員も。農業者、農業者が組織する団体その他の関係者、これだけなんですから。組織の中に非農家の人が入っていて、組織体としてその人が選ばれたら、それはいいかもわかりません。団体の中から出とる。全く非農家の人が農業委員さんになったりということがもし可能となれば、誰でもいいということだ。もうここで謳っとるのは農業者もしくは農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候

補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。これしかない訳ですから。非農家の人も誰でもなれるということになるんです。ただ過半数が認定農業者でなければいけないというのが農業委員にあるだけであって、誰でもなれるということ。それが本当に正しいんですか。

仲田委員

8条に規定があるんですが、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するとなっているんで、この辺で線引きをするんだらうなと思うんですけども、昔というか、農業委員の資格として、前は20a以上耕作しなければならないというのがあったと思うんですよ。非農家はだめという認識で僕らはおったんですけども、もう誰でもなれるんなら謳うことはないと思うんですけどね。

後藤委員

農林水産省の関係を見れば、農業者とは10a以上、販売が15万以上、こういう人を農業者と。それと日数が60日以上かな。こういうことが決められとるのに、非農家の人が入ってくるということは、農業委員にも入れるということなんですよ、この解釈で言えば。ただ農業委員は8条の6項のところに、利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならない。で、今倉脇さんが出てきとると思うんです。推進委員にはこの言葉は謳ってないんです。ということは農業者という解釈しかないんです。

泉委員

私も農地利用最適化推進委員の1名ですけども、私の解釈とここにあります第17条のところにあります農地利用最適化推進委員の委嘱ということで、さきほどの後藤委員さんが言われたのは推進委員さんのことだと思います。ですよ。で、ここに書いてありますのは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちからというふうに謳われてます。私もちょっと実は入院してたときにネットのほうで調べまして、そのことは承知を致しております。私の認識ですと、この方農地を持っておられますが耕作をしてないっていうことなもんで、その熱意っていうところをとってみると、確かになつていう気がするんですけども。私の意見はそういうことです。以上です。

後藤委員

これは農業委員が推進委員さんを選ぶんですけど、19条に農業委員会は第17条第1項の規定によりというのは推進委員を委嘱なんです。委嘱しようとするときは、農水省令で定めるところにより、あらかじめ同条2項の規定により農業委員会が定める区域を単位、これが一つの単位である、それで農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員にな

ろうとする者の募集をしなければならない。農業者等というのはさきほど言ったように、9条のところで農業委員会の中にある農業者、農業者が組織する団体その他の関係者、これが19条の推進委員の1項にも該当しますよということと同じことなんです。委員も推進委員もここしかないんです。ただ利害関係のない者を入れて8条の6項に入れてあるだけであとはないんです。

会 長

その他の関係者というのはどういうこと。

後藤委員

その他の関係者というのはよくわからないんだけど、ここに書いてるのは句点も何もなしに連続で、農業者が組織する団体その他の関係者。団体もあればそれに関する関係者かなと思ったり。そういうことになると、この募集をしたときに誰でもいいですから募集してくださいと、応募してくださいと当然言っとかないといけない。皆農業者だと思っとるから農業者しか出してないけど、関係ない人も出てもいいということになってしまう。これが2回目だからはっきりしとかないと、1回目はそういうことが1回もなかった訳ですから。

会 長

農業会議の考え方はさっきのその他の関係者、その他の関係者という中にそういうことが含まれてるんでしょう。

後藤委員

だったら8条の6項に書いとる利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、ここで謳ってる訳だから、なんで9条のところでそういうふうに解釈しないといけんの。農業委員は完全に謳ってる訳ですから。利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならない。その他の関係者は農業委員にも該当してる訳だから。これを解釈すれば、8条の6項で謳う必要は1個もない訳です。その他の関係者だったら、利害関係がない人なら誰でも入れるということ。わざわざ農業委員で謳っとるのは、利害関係者でない人を出さないといけない。推進委員はその言葉がない訳ですから。利害関係者を入れちゃいけません。その他の関係者は農業委員も推進委員も一緒なんですから。

会 長

農業者等ということだね。

後藤委員

一緒のことを謳ってるんですから。8条から9条と19条は同じことを謳っとる訳ですから、農業委員にその他が出るんなら、推進委員にもその他で利害関係がない人なんでも出れるということ。推進委員は利害関係ない人ばかりでもいい。農業委員は認定農業者等が半数以上というのは、これは決まっとる。推進委員は誰でもいい。それが本当に正しい解釈かな。

会 長	法の解釈なんで、もうちょっと研究させてください。それでは募集状況を。
小川局長	改選に伴う募集状況でございます。農業委員さんのほうが定員18名に対しまして23名。現職が11名、新人が12名でございます。最適化推進委員さんでございますが、定員が10名に対しまして、現職が4名、新人が6名の10名となっております。以上でございます。
会 長	今の他の募集状況はその通りです。続いて事務局。
藤井主幹	それでは最後に次回の総会の日程をお願いします。次回ですけども、4月10日(金)9時30分からと考えております。会場は南庁舎3階の会議室で開催したいと思っております。よろしくをお願いします。時間なんですけども、歓送迎会ということになれば午後3時30分からさせて頂こうと思っておりますので、来週ぐらいには内示が、それによって時間のほうはまた連絡させて頂くということをお願いいたします。5月なんですけども、5月については連休もありますので5月15日(金)を予定しております。よろしくをお願いします。
会 長	他に皆さんからございませんようでしたら、閉会にしたいと思いますか。 (はい)
会 長	それでは閉会の挨拶を谷岡代理からお願いします。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時)	